

# 公益財団法人鳥取県スポーツ協会 スポーツ医・科学委員会規程

第1条 公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「県ス協」という。）定款第40条の規定に基づき、スポーツ医・科学委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、スポーツ医学・スポーツ科学等に関する次の事項について分掌する。

- （1）スポーツ医学・スポーツ科学等に関する調査研究に関すること
- （2）県ス協理事会から諮問された事項の審議に関すること
- （3）加盟競技団体からのスポーツ医・科学等の相談事業に関すること
- （4）その他、スポーツ医・科学に関し、必要と認める事項に関すること

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から15名程度を県ス協会長が委嘱する。

- （1）県ス協理事
- （2）公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツドクター
- （3）公益財団法人日本スポーツ協会公認コーチ4
- （4）科学トレーニング指導者、理学療法士
- （5）栄養士
- （6）看護師
- （7）薬剤師
- （8）関係団体、関係機関の担当者

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第4条 委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 1名

2 前項の役員は、委員の互選による。

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。